

社会福祉法人つよし会

定 款

第1章	総則
第1条	目的
第2条	名称
第3条	経営の原則等
第4条	事務所の所在地
第2章	評議員
第5条	評議員の定数
第6条	評議員の選任及び解任
第7条	評議員の資格等
第8条	評議員の任期
第9条	評議員の報酬等
第3章	評議員会
第10条	構成
第11条	権限
第12条	開催
第13条	招集
第14条	決議
第15条	議事録
第4章	役員及び職員
第16条	役員の定数等
第17条	役員の選任
第18条	役員の資格等
第19条	理事の職務及び権限
第20条	監事の職務及び権限
第21条	役員の任期
第22条	役員解任
第23条	役員報酬等
第24条	職員
第5章	理事会
第25条	構成
第26条	権限
第27条	招集
第28条	決議
第29条	議事録
第6章	資産及び会計
第30条	資産の区
第31条	基本財産の処分
第32条	資産の管理

第 33 条	事業計画及び収支予算
第 34 条	事業報告及び決算
第 35 条	会計年度
第 36 条	会計処理の基準
第 37 条	臨機の措置
第 7 章	公益を目的とする事業
第 38 条	種別
第 8 章	解散及び合併
第 39 条	解散
第 40 条	残余財産の帰属
第 41 条	合併
第 9 章	定款の変更
第 42 条	定款の変更
第 10 章	公告の方法その他
第 43 条	公告の方法
第 44 条	施行細則

社会福祉法人つよし会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 障害児相談支援事業の経営

(ハ) 一般相談支援事業の経営

(ニ) 特定相談支援事業の経営

(ホ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人つよし会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の生計困難者に対する相談支援事業を行う。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県日南市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行なう。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第7条 評議員となるものは、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。

- 2 評議員となることが出来ない者は、次に掲げる者とする。
 - ア 法人
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなるまでの者
 - エ 前項に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 3 評議員は、自らが評議員を務める法人の理事、監事、又は職員を兼ねることはできない。
- 4 評議員となることが出来ない特殊関係者は、次に掲げる者とする。
 - ア 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該評議員の使用人
 - ウ ア、イに掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - エ イ及びウに掲げる者の配偶者
 - オ アからウまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書等）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令及び定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数等)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 業務執行理事（以下、「常務理事」という）1名を置くことができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員資格等)

第18条 理事となるものは、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 法人が設置している施設の施設長（管理者）を選任する場合は、2名以内とする。
- 3 理事となることが出来ない者は、次に掲げる者とする。
 - ア 法人
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなるまでの者
 - エ 前項に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 4 理事は、自らが理事を務める法人の評議員、監事を兼ねることはできない。
- 5 理事となることが出来ない特殊関係者は、次に掲げる者とする。
 - ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該理事の使用人
 - ウ ア、イに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - エ イ、ウに掲げる者の配偶者
 - オ アからウに掲げる三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 6 監事となるものは、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。又各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

（理事の職務及び権限）

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの法人の定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第20条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局長及び事務長及び施設を経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、日南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、日南市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 奨学金貸与事業
- (3) 障害者相談支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第41条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、日南市長の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、日南市長の認可を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を日南市長に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人つよし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅延なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	川越光明	理事	江川庸一
理事	川越喜美子	理事	後藤基晴
理事	山県健二		
理事	石川真澄	監事	河野喜人
理事	斎藤益美	監事	南部保夫

附則 (平成18年3月29日改正)

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日(平成18年4月14日)から施行する。(第7条関係)

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日(平成18年12月1日)から施行する。(第1条関係)

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日(平成19年4月9日)から施行する。(第1条関係)

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日(平成20年3月5日)から施行する。(第6条、第17条、第18条、第30条関係)

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 20年 4月 3日）から施行する。
（第5章第26条、27条、以下の章、条文繰下げ、第32条関係）

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 22年10月29日）から施行する。
（第4章第17条 第2項（1）、（28の4）関係）

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 24年2月7日）から施行する。
（第1条第1項（1）、（2）、第4章第17条（27）、（28）、（28の2～4の追加）、
（34の追加）、以下各号繰下げ 関係）

附則

この定款は、平成24年1月18日から施行する。
第4章第17条第1項（12の2）、（12の3）の追加、（26）、（37）の改正

附則

この定款は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 24年6月15日）から施行する。
第1条第（2）項第（ロ）号の改正、第（ハ）（二）号の追加。

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（平成25年5月1日）から施行する。
第1条第（2）項第（イ）号の追加。

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（平成25年5月24日）から施行する。
第11条第2項、第18条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第2項の改正

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（平成25年5月24日）から施行する。
学園の旧作業棟、旧窯業棟を駐車場整備に合わせ取り壊したことにより、
第17条第2項(8)、(9)項を削り、(10)項以降を2項ずつ繰り上げる。

附則

この定款は、平成26年1月29日から施行する。
グループホームの用に供する土地、建物を購入したことにより、第17条第2項(25)、(26)、
(26の1)、(27)、(27の1)号の追加。

附則

この定款は、日南市長の許可のあった日（平成26年4月11日）から施行する。
第1条第1項第（1）（2）号の改正。

附則

この定款は、日南市長の許可のあった日（平成27年4月3日）から施行する。
第1条第1項第（2）号の改正。

附則

この定款は、平成27年5月22日から施行する。
第17条（資産区分）第2項 基本財産を別表に掲げる改正。

附則

この定款は、平成28年3月29日から施行する。
基本財産別表に浜風3号館の建物を追加

附則

この定款は、日南市長の許可のあった日（平成29年2月15日）から施行する。
法改正による、全部改正。

附則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。
第38条 日中一時支援事業に、風の子を追加

附則

この定款は、平成30年6月1日から施行する。
基本財産別表に、つよしの家（建物）、つよし寮介護棟（建物）を追加

附則

この定款は、平成30年9月1日から施行する。
第28条第1項の次に、第2項を追加

附則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。
令和4年3月31日を以って、障害児入所施設（つよし学園児童部）の辞退、障害児通所支援事業（風の子）の廃止により、
第1条 障害児入所施設の経営、障害児通所支援事業の経営を削除
第38条 日中一時支援事業 つよし学園児童部、風の子を削除

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（令和 5 年 2 月 10 日）から施行する。

第 31 条第 1 項（3）を追加

基本財産別表に、購入した土地の追加

日南市大字風田字浜山下切 3585 番 2（170.87 m²）

基本財産別表に、土地の分筆による変更

（変更前）

日南市大字風田字浜山下切 3571 番地 1（3,893.00 m²）

（変更後）

日南市大字風田字浜山下切 3571 番地 1（1,974.00 m²）

日南市大字風田字浜山下切 3571 番地 5（1,917.00 m²）

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（令和 5 年 3 月 31 日）から施行する。

第 38 条（2）奨学金貸与事業（法人本部）の追加

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行する。

第 38 条（1）（2）の一部削除、（3）障害者相談支援事業の追加附則

附則

この定款は、日南市長の認可のあった日（令和 7 年 2 月 17 日）から施行する。

基本財産別表（土地） 地目変更による地籍変更

日南市大字風田字浜山下切 3558 番 47、3571 番 1、3571 番 5、3589 番、3589 番 13

基本財産別表（建物） 建物取壊しによる建物表題変更

日南市大字風田字浜山下切 3585 番地、3589 番地、3589 番地 1、3585 番地先在所

（2 の 2）、（2 の 12）、（2 の 18）の削除

基本財産別表（建物） 建物取壊しによる建物滅失

日南市大字風田字浜山下切 3585 番地所在

（3）、（3 の 2）、（3 の 3）、（4）、（5）、（5 の 1）の削除

日南市大字風田字浜山下切 3585 番地、3585 番地先所在

（7）の削除

日南市大字風田字山下切 3589 番地 1 所在

（8）の削除